

7月定例教育委員会会議録

- 1 日程 令和2年7月22日(水)
- 2 場所 藤井寺市役所 3階 会議室305
- 3 案件
 - 日程第1 会議録署名委員の指定について
 - 日程第2 前回教育委員会会議録の承認について
 - 日程第3 教育長の報告について
 - 日程第4 議案第23号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について ……資料1(スポーツ振興課)
 - 日程第5 報告第15号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)について ……資料2(教育総務課)
報告第16号 令和2年度一般会計補正予算(第4号)について ……資料3(教育総務課)
 - 日程第6 その他報告事項
令和2年第2回定例市議会一般質問について ……資料4(教育部長、教育部理事)
教育委員会の後援名義等使用について ……資料5(教育総務課)
- 4 出席委員 教育長 濱崎 徹
教育委員(教育長職務代理者) 藤本 英生
教育委員 糸野 聡史
教育委員 福村 尚子
教育委員 足立 敦子
- 5 教育部出席者 教育部長、教育部理事兼次長、教育部次長兼教育総務課長、教育部次長兼生涯学習課長、学校教育課長、文化財保護課長、スポーツ振興課長、図書館長、
- 6 その他出席者 こども未来部長、こども未来部次長兼こども施設課長
- 7 書記 教育総務課課長代理
- 8 傍聴者 0人

午後2時00分 委員会開会を宣して日程に入る。

○教育長

皆さんこんにちは。只今から7月の定例会議を始めます。
本来でしたら、夏休みに入っているところですが、学習時間の確保のため、夏休み期間を短縮せざるを得ませんでした。これから酷暑の中、厳しい環境での生活が始まります。熱中症や食中毒などコロナ以外にも心配なことが多くあります。給食セ

ンターでも、この時期に出す給食は初めてなので、衛生管理を徹底するため、安全性を第一に考え、通常の3品献立ではなく、リスクの高い和え物献立を除いた、主食であるご飯かパンにメインのおかずに加え揚げ物等の2品献立の提供を考えています。子どもの安心安全を第一にこの夏を乗り切りたいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染は、ご存知のように拡大傾向にあります。教職員の感染や子どもの感染の事例も出始め、どこにでも起こる様相であります。今後休校措置等を取らなければいけない状況も想定して、適切に対処できるよう準備してまいりたいと存じます。

それでは本日の会議に入らせていただきます。

初めに、本日の会議録の署名委員ですが、糸野委員よろしく願いいたします。続きまして、前回6月の教育委員会会議録につきまして、ご承認いただけますか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

では、承認ということで、よろしく願いいたします。

次に、教育長報告を行います。

令和3年度中学校教科書採択に関して報告いたします。

この件につきましては、令和2年4月17日付、藤教総第30号による通知により書面会議にて開催いたしました、臨時教育委員会会議において、「議案第19号、令和3年度使用教科書の採択(中学校)について」が承認されたことを受け、4月30日に開催しました、藤井寺市立学校教科用図書選定委員会において、選定委員の委嘱及び任命を行い、令和3年度使用教科書の採択について諮問いたしました。

その後、藤井寺市立中学校教科用図書調査委員会の調査を経て、7月7日に答申内容について審議していただき答申をまとめていただき、7月14日に委員長より答申を受けました。

各教育委員様には、答申内容についてお示ししてはいますが、来る、7月30日の臨時教育委員会において、答申をもとに審議を行い、本市の児童生徒にふさわしい教科書を採択したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上教育長報告とします。

それでは、会議次第に従い、議事に入ります。本日は議案が1件、報告案件が2件、その他報告事項が2件です。

まず、議案第23号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について、説明願います。

○スポーツ振興課長

スポーツ振興課より、藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。資料番号は、1番となります。

本市が管理する運動広場のうち、市立青少年運動広場(A・B)及び市立川北市民スポーツ広場につきましては、一般的に言いますところの年末年始、つまり12月29日から翌年の1月3日を休日として設定していますが、その他の運動広場につきましては、この休日を設定しておりません。

このため、年末年始に運動広場を利用した際に、緊急事態が発生した場合、本課の職員が対応できないなど、管理上不適切な状態となる可能性が高くなります。そのため、今回の規則改正におきまして、市立大和川河川敷運動広場、市立大和川河川敷西運動広場、市立スポーツセンター及び市立津堂市民野球場につきましても年末年始を休日に定めるよう、現行規則の改正を行うものです。

以上、「藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について」のご報告とさせていただきます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件について委員の皆様、何か質問等ございますか。

○委員

今回の規則改正において、年末年始を休日とした際、市内の各種スポーツ団体にはどのような影響がありますか。

○スポーツ振興課長

答弁申し上げます。

今回の規則改正により、年末年始の間は、スポーツセンターをはじめとした各種グラウンドの使用を許可しないこととなりますが、過去3年間の施設利用状況等を調査いたしました結果、ほとんどのグラウンドにおきまして利用率は低いものとなっております。このため、市民サービスの大きな低下につながるものではないと判断いたしております。

以上でございます。

○教育長

ほかに、何か質問はございませんか。

○委員

青少年運動広場や川北スポーツ広場については、火曜日も休日となっておりますが、今回の規則改正において、それ以外の運動広場も火曜日を休日として、統一させる方がよいのではないですか。

○スポーツ振興課長

答弁申し上げます。

青少年運動広場につきましては、市民総合体育館の敷地内にありますので、体育館が休館日となる火曜日は、自動的に使用ができなくなりますので休日としております。川北スポーツ広場につきましては、大阪府水道企業団との当初の取決め事項として、体育館の休館日と合わせた形となっております。

その他の運動広場に関しましては、先ほどの答弁とは逆に、毎週定期的な利用団体が存在し、火曜日を休日とすることによる市民サービスの低下が大きくなると判断したため、あえて休日として設定しないこととしました。

以上でございます。

○教育長

ほかに、何か質問はございませんか。

それでは、議案第23号 藤井寺市立市民運動広場条例施行規則の一部を改正する規則について、この通り決定してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、議案23号について、決定いたします。

次に、報告第15号から報告第16号の2件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長として専決させていただきましたので報告いたします。

まず、報告第15号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)について、説明願います。

○教育総務課長

令和2年度一般会計補正予算(第3号)について、ご説明いたします。資料2をご覧ください。

教育部及び幼稚園に関係しまして、6月市議会へ上程しました補正予算の内訳ですが、まず、歳入では、教育総務課より、公立学校情報機器整備費補助金の増額がございました。これは、市立小中学校における国のGIGAスクール構想実現のための事業に対する国庫補助でございます。学校教育課からは、大阪府給食組合連合会の給食費返還事業として学校臨時休業対策費補助金を雑入に計上いたしました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年3月の学校給食の中止に伴い、既に食材を納品しておりました業者に食材費を支払ったことに対する補助でございます。

また、こども施設課より、市立道明寺南幼稚園耐震補強事業、藤井寺幼稚園及び道明寺南幼稚園空調設備事業に対します公立学校施設整備費補助金の増額がございました。

続きまして、歳出ですが、教育総務課より、市立小中学校におけます新型コロナウイルス感染症対策として、衛生消耗品及び衛生備品購入の経費を計上いたしました。また、GIGAスクール構想実現のため、1人1台の端末を整備する電算借上料、通信機器を整備する施設備品費、GIGAスクール構想を円滑に導入するためにGIGAスクールサポーターの配置経費を計上いたしました。

学校教育課からは、先ほど歳入の説明でも申しましたが、令和2年3月の学校給食の中止に伴い、藤井寺市柏原市学校給食組合が既に食材を納品しておりました業者に3月分の食材費を支払えるよう、学校給食組合への負担金を増額いたしました。

続きまして、生涯学習課・図書館・スポーツ振興課からは、新型コロナウイルス感染症対策として施設を臨時休館いたしましたことに伴い、施設に設置しております自動販売機が使用できなくなったことから、既に業者から徴収していた休館期間

中の使用料等を還付するための費用を計上いたしました。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○教育長

ありがとうございました。ただ今の件について委員の皆様、何か質問等ございますか。

○委員

新型コロナウイルス感染症対策として、小中学校に衛生消耗品、衛生備品を購入することなのですが、どういったものを購入し、あるいは今後予定しているのですか。

○教育総務課長

衛生消耗品、衛生備品について、ご説明させていただきます。

衛生消耗品につきましては、給食配膳時などに使用する使い捨て手袋、手洗い用の液体せっけん、教室や共有スペースなどの除菌のための消毒液を購入しています。

また、ウイルス飛沫防止のため、マスクにつきましては、ライオンズクラブ様より市に寄贈していただいたものを分けていただき、マスクを忘れてきた児童生徒用に各校に配布いたしました。

衛生備品につきましては、非接触型体温計を各校に4～5本配布の予定をしております。

以上でございます。

○教育長

他に質問はございませんか。

○委員

GIGA スクール構想により、1人1台の端末を整備するということなのですが、今後、新型コロナウイルス感染症の第2・第3波があるといわれています。どのようなスケジュールで整備されるのですか。

○教育総務課長

ご説明させていただきます。

国のGIGAスクール構想によりまして、小中学校の全ての児童生徒にタブレット端末が届くよう1人1台の整備を進めております。あわせて、学校の臨時休業の際、家庭での児童生徒の様子や家庭学習をするにあたって、Wi-Fi環境の整っていない家庭に通信機器の貸与を計画しております。

整備期間につきましては、昨日、入札の告示を行いまして、8月初旬に入札執行の予定でございます。その後、11月末までに整備を完了する計画でございます。

以上でございます。

○教育長

ほかに何か質問ありますか。

○委員

1人1台の端末を整備することで、教育の場面でどのような学習がおこなえるようになるのですか。また、教育場面はどのように変化していくのですか。

○学校教育課長

授業の中で児童生徒それぞれの考えを発信しやすくなり、学級全体で共有しやすくなります。また、教科書のQRコードやネットを使った検索等、児童生徒個人が自分の必要な情報を手に入れやすくなります。さらに、教員が児童生徒の意見を取り上げて、授業の中で教材として活用して授業を進めやすくなります。

次に、基礎学力の定着の部分では、ネット上のドリル教材を使って、個人の学習到達度に合わせた学習が行えるようになります。

また、教員が児童生徒個人の学習進度や到達度を一括管理できるようになり、その結果に合わせた、指導が行えるようになります。こうした変化により、子どもたちに着けるべき力が明確になり、指導も焦点化させて行えるようになります。また、学習状況の進捗管理が容易になり、保護者への分かりやすい学習状況の提示が行えるようになると共に、教員の働き方改革にもつながります。

○教育長

他に何かご質問はございますか。

それでは、報告第15号 令和2年度一般会計補正予算(第3号)について、承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告15について承認いたします。

次に、報告第16号 令和2年度一般会計補正予算(第4号)について、説明願います。

○教育総務課長

令和2年度一般会計補正予算(第4号)について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

まず、歳入でございますが、こども施設課より、市立幼稚園におけます新型コロナウイルス感染症対策のために購入する衛生消耗品及び衛生備品の経費に対する府補助金として教育支援体制整備事業補助金を計上いたしました。

次に歳出でございますが、教育総務課より、コロナ禍におきまして生活支援を必要とされている家庭を応援するため、就学援助費受給世帯及び特別支援教育奨励費受給世帯に対し、応援給付金を支給するための予算を計上いたしました。同じく、

学校教育課からも、府立の支援学校に通う特別支援教育奨励費受給世帯に対しましても応援給付金を支給いたします。

また、児童生徒の学びを保障するため、小中学校の学級担任等を補助し、きめ細かな指導ができるよう学習指導員の配置や、授業準備や保護者への連絡等の業務を補助するスクールサポーターを配置するため、報酬・職員手当等・旅費を計上いたしました。

こども施設課からは、市立幼稚園におけます新型コロナウイルス感染症対策として、衛生消耗品及び衛生備品購入の経費を計上いたしました。

以上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び、藤井寺市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理して市長へ申し出ましたので、よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○教育長

何か質問はありますか。

○委員

就学援助費受給世帯及び特別支援教育就学奨励費受給世帯に対し、応援給付金を支給するとのことですが、既存の就学援助費や特別支援教育就学奨励費を増額するなどの検討はされたのですか。

○教育総務課長

ご説明させていただきます。

就学援助費及び特別支援教育就学奨励費につきましては、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者への支援として、保護者からの申請に基づき就学に必要なとされる学用品の購入費や給食費などの補助を行っています。今回の新型コロナウイルス感染症により多くの市民が影響を受けており、就学援助費を受給されている方も同様でございます。このようなことから、より手厚い支援が必要であるとのこと、就学に必要なとされる経費にしか使えない就学援助費及び特別支援教育就学奨励費とは別に、生活全般に使っていただけるように応援給付金として支給することになったものでございます。

以上でございます。

○教育長

他にご質問ございますか。

○委員

応援給付金を支給する対象世帯数と1世帯いくら支給されるのかお聞かせください。

○教育総務課長

ご説明させていただきます。

就学援助費受給者への応援給付金の対象世帯数につきましては、260世帯、藤

井寺市特別支援教育就学奨励費受給者への応援給付金の対象世帯数につきましては、140世帯、府立の特別支援学校に通う特別支援教育就学奨励費受給者への応援給付金の対象世帯数につきましては、31世帯となっております。また、支給する応援給付金につきましては、それぞれ1世帯2万円でございます。

以上でございます。

○教育長

他にご質問ございますか。

○委員

スクールサポートスタッフの配置とありましたが、どのような役割を学校現場で果たすのかお聞かせください。

○学校教育課長

スクールサポートスタッフは、この新型コロナウイルスにより、学校現場に新しく必要となった消毒業務やトイレ清掃等に当たってもらう予定です。

○教育長

ほかにご質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、報告第16号 令和2年度一般会計補正予算(第4号)について、承認してよろしいでしょうか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、報告第16号について承認いたします。

次に、その他報告事項です。

まず、令和2年度第2回定例市議会一般質問について、説明願います。

○教育部長・教育部理事

《市議会6月定例会一般質問について説明》

○教育長

只今の報告で、何かご質問はありますか。

それでは、次に教育委員会の後援名義等使用について、説明願います。

○教育総務課長

教育委員会の後援名義等使用につきまして、ご報告させていただきます。今回の報告につきましては、令和2年6月の使用承認で専決処理をしたものでございます。内容につきましては、資料5の表の2件でございます。

以上、藤井寺市教育委員会後援名義等使用承認事務取扱要綱第3条第2項に基づき報告させていただきます。

○教育長

このことについて何か質問ありますか。よろしいですか。
それでは、その他報告事項、教育委員会の後援名義等使用について 承認してよろしいか。

○委員一同

「異議なし」の発言

○教育長

それでは、その他報告事項について承認いたします。
以上で本日予定しておりました案件は終了しましたが、全体を通じて何かご発言はありますか。

○教育長

では以上を持ちまして、7月定例教育委員会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

会議事項が終了したので、閉会を宣する。

午後 2時50分